

## 第2期新させぼっ子未来プランの概要について



佐世保市子ども未来部

# 1 計画の位置づけ・概要

## 「第2期 新させぼっ子未来プラン」の位置づけ

佐世保市総合計画の下位計画

子ども・子育てに関する施策を総合的に推進

## 未来プランが包含している各種計画

計画名	法的根拠等	計画記載事項
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	①教育・保育提供区域の設定 ②教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施期間 ③地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期 ④子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保

- 次世代育成支援佐世保市行動計画（次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画）
- ひとり親家庭等自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく市町村計画

# 第2期 新させぼっ子未来プラン

次世代育成支援 佐世保市行動計画・佐世保市子ども・子育て支援事業計画  
令和2年度～令和6年度



平成27年4月に策定した「新させぼっ子未来プラン」の次なる佐世保市の子どもと子育てに関するマスタープランとして「第2期新させぼっ子未来プラン」を令和2年4月に策定しました。

今回のプランは“量から質へ”を主な社会的背景として、将来像の実現のため、子ども・子育てを支える「人財」育成の観点を重視しながら、3つの施策、4つの包括的重点プロジェクトのもと、計画的な取組の展開を図ります。

佐世保市が  
目指す都市像

育み、学び、認め合う「人財」育成都市

望まれる姿

「子どもを安心して産み、楽しく育て、子どもが健やかに成長できるまち」

3つの施策

● 母子保健の推進と  
安心な育児環境の充実

● 地域での  
子どもと子育ての支援

● 幼児教育・保育の充実

4つの包括的  
重点プロジェクト

- ① 子どもの心身の安全を守るプロジェクト
- ② 子どもの貧困対策プロジェクト
- ③ ワーク・ライフ・バランス推進プロジェクト
- ④ 市民目線での子育て情報発信プロジェクト

# 2 計画の体系

施策	施策の方向性	具体的な取組
1 母子保健の推進と安心な 育児環境の充実	(1) 妊娠・出産等に関する知識の普及	①幼児期から思春期における「いのちの教育」の推進 ②ライフデザイン構築のための支援 ③食育による子育て支援
	(2) 母子への切れ目ない支援と育児不安の軽減	①安全で健やかな妊娠・出産への支援 ②乳幼児健康診査の適切な実施 ③家庭訪問による支援 ④子どもに関する相談支援 ⑤児童虐待の未然防止 ⑥ひとり親家庭等の自立促進 (佐世保市ひとり親家庭等自立促進計画)
	(3) 子どもの療育と発達支援	①子ども発達センターと地域での障がい児支援 ②すぎのこ園での障がい児支援
	(4) 経済的支援の充実	①児童手当・児童扶養手当制度の適切な実施 ②福祉医療制度の運用
2 子育てでの子どもと 地域での子ども	(1) 地域における子育て支援の充実	①地域子育て支援機能の充実 ②ファミリーサポートセンターの運営 ③子育て支援サークルの自主的活動へのサポート ④子育てサポーターの養成 ⑤子育て支援意識の高揚 ⑥事業者の子育てに対する理解促進
	(2) 地域における子どもの健全育成	①新・放課後子ども総合プランに係る取組の推進 ②施設の利活用による地域での子どもの居場所づくり
3 幼児教育の充実	(1) 幼児教育・保育における量の確保と質の向上	①幼児教育・保育環境の充実 ②幼児教育・保育の質の向上
	(2) 幼児教育・保育における多様な事業・サービスの展開	①延長保育等の実施 ②病児保育の推進 ③その他の保育事業

子どもの心身の安全を守るプロジェクト

子どもの貧困対策プロジェクト

ワークライフバランス推進プロジェクト

市民目線での子育て情報発信プロジェクト

# 3 子ども・子育て支援事業計画

## 計画策定当初段階

### 教育・保育の量の見込み

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定	2,993	2,875	2,817	2,785	2,788
2号認定	3,516	3,377	3,309	3,270	3,275
3号認定(0歳)	946	972	996	1,007	1,020
3号認定(1・2歳)	2,577	2,694	2,736	2,759	2,770
合計	10,032	9,918	9,858	9,821	9,853

### 確保方策の方向性

(単位：人)

	令和2年度 10,032人			令和3年度 9,918人			令和4年度 9,858人			令和5年度 9,821人			令和6年度 9,853人			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
量の見込み	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	
確保方策	特定教育保育施設	2,259	3,472	3,394	2,141	3,333	3,537	2,083	3,265	3,603	2,051	3,226	3,637	2,054	3,231	3,661
	特定地域型保育事業	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29	0	18	29
	確認を受けない幼稚園	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0	734	0	0
	認可外保育施設	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100	0	26	100
合計(再掲)	2,993	3,516	3,523	2,875	3,377	3,666	2,817	3,309	3,732	2,785	3,270	3,766	2,788	3,275	3,790	

# 4 地域子ども・子育て支援事業1

計画策定当初段階

量の見込みと確保方策（確保量）

事業	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
①利用者支援事業 教育・保育施設や地域の子育て支援について情報収集を行うとともに、利用希望者への相談に応じ、関係機関等との連絡調整等を実施する事業	基本型・特定型	量の見込み (実施体制)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		確保方策 (実施体制)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母子保健型	量の見込み (実施体制)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
		確保方策 (実施体制)	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
②地域子育て支援拠点事業 乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	量の見込み (月あたり延べ利用人数)	8,290人	8,200人	8,120人	8,030人	7,950人	
	確保方策 (実施体制)	* 公立の施設での対応及び民間施設への委託を通じ、子育て支援事業として「交流の場の提供・交流促進」、「子育てに関する相談・援助」、「地域の子育て関連情報の提供」、「子ども・子育て支援に関する講習」等を実施					
③妊婦健康診査 妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の医学的検査を実施する事業	量の見込み (受診人数) (延べ受診回数)	1,960人 23,520回	1,930人 23,160回	1,900人 22,800回	1,870人 22,440回	1,840人 22,080回	
	確保方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所：医療機関</li> <li>・実施時期：随時実施</li> </ul>					

## 4 地域子ども・子育て支援事業2

事業	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
④乳児家庭全戸訪問事業 生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、「子育て支援に関する情報提供」、「乳児・保護者の心身の状況及び養育環境の把握」、「養育についての相談」を行う事業	量の見込み (対象者数)	1,910人	1,890人	1,860人	1,830人	1,800人
	確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（子ども保健課）において実施。家庭訪問員（平成30年度：14人）、助産師（平成30年度：5人）が訪問。</li> <li>家庭訪問員は、市が実施している子育てサポーター養成講座を受講し、一定期間、子育て支援に関する活動の経験を有する者。</li> </ul>				
⑤養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 (イ)養育支援訪問事業 児童の養育に支援が必要な家庭に対し、訪問による支援を実施することで、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにする事業	量の見込み (延べ訪問世帯数)	170件	170件	170件	170件	170件
	確保方策 (実施体制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市（子ども保健課）において実施。</li> <li>養育支援家庭訪問員（平成30年度：5人）、養育支援助産師（平成30年度：5人）が訪問。</li> <li>1回あたりの支援時間は2時間以内とし、回数は8回を限度。</li> </ul>				
(ロ)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 虐待問題や子育て家庭の抱える様々な問題に対する予防や対応などを協議し、関係施設・機関等とともに包括的にサポートを行う事業	実施の有無 (実施体制)	実施	実施	実施	実施	実施
		<ul style="list-style-type: none"> <li>「佐世保市子ども安心ネットワーク協議会」における委員会や検討会の定期的な開催、必要に応じた個別ケース会議の開催を通じ、子どもを守るための包括的なサポートを実施。</li> </ul>				

# 4 地域子ども・子育て支援事業3

事業	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
⑥子育て短期支援事業 保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において必要な保護を行うショートステイ事業及び夜間養護等を行うトワイライトステイ事業	量の見込み (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人	
	確保方策 (延べ利用人数)	130人	130人	130人	130人	130人	
⑦ファミリーサポートセンター事業 乳幼児や児童（小学生）の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行う者（提供会員）との相互援助活動に関するコーディネートを行う事業	量の見込み (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
	確保方策 (延べ利用人数)	1,740人	1,750人	1,770人	1,790人	1,810人	
⑧一時預かり事業 一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所、認定こども園等その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業	幼稚園 在園児	量の見込み (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
		確保方策 (延べ利用人数)	128,700人	132,250人	138,030人	144,820人	153,340人
	幼稚園 在園児 以外	量の見込み (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人
		確保方策 (延べ利用人数)	4,040人	3,580人	3,180人	2,820人	2,500人



# 4 地域子ども・子育て支援事業4

事業	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑨延長保育事業 保育認定を受けた子どもについて、 保育所、認定こども園等において、 通常の11時間の保育時間を超えて 保育を実施する事業	量の見込み (利用実人数)	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人
	確保方策 (利用実人数)	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人	3,670人
⑩病児保育事業 児童が発熱等急な病気となった場 合、病院・保育所等に付設された 専用スペース等において、保育士 等が一時的に保育する事業	量の見込み (延べ利用人数)	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人	3,200人
	確保方策 (延べ利用定員数)	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人	9,408人
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) 保護者が就労等によって昼間家庭 にいない児童に対し、放課後や学 校が休みの時などに、保護者が帰 宅するまでの時間に遊びや生活の 場を提供し、その健全な育成を図 る事業	量の見込み (利用実人数)	2,736人	2,843人	2,955人	3,027人	3,082人
	1年生	880人	916人	954人	978人	996人
	2年生	753人	785人	818人	839人	855人
	3年生	507人	528人	551人	565人	575人
	4年生	314人	323人	332人	339人	345人
	5年生	178人	184人	189人	193人	196人
	6年生	104人	107人	111人	113人	115人
	確保方策 (利用定員数)	2,975人	3,055人	3,135人	3,215人	3,255人

# 4 地域子ども・子育て支援事業5

事業	区分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 子どもが幼児教育・保育を受けた場合 において、保護者が支払うべき日用品、 文房具等の購入に要する費用や給食費 (副食材料費)等について、世帯所得の 状況等を勘案して、その一部を助成す る事業	実施の有無 (実施内容)	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施	一部実施
		・新制度未移行の幼稚園を利用する児童の副食材料費の一部助成 について実施。なお、他の費用については、国の状況等を見な がら、必要に応じ検討。				
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用 事業 [新規参入施設等への巡回支援] 市町村が教育・保育施設、地域子ど も・子育て支援事業に新規参入する事 業者に対して、事業経験のある者を活 用して巡回支援等を行う事業  [認定こども園特別支援教育・保育経費] 健康面や発達面において特別な支援が 必要な子どもを受け入れる認定こども 園に対して、職員の加配に必要な人件 費の一部を助成する事業	今後の方針	・国の状況等を見ながら、必要に応じ、事業実施について検討				

# 5 計画の中間見直し

## (1) 見直しの必要性

### ●内閣府の根拠規定(平成26年内閣府告示第159号:基本指針)から

「法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、(中略)量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。」

上記の指針に基づき、

市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこととなる。

佐世保市に置き換えると・・

佐世保市における子ども・子育て分野のマスタープランである「第2期新させぼっ子未来プラン」は計画期間が令和2年度～6年度となっているため、上記、国の基本指針に基づき、令和4年度に過去の利用実績を確認の上、必要な場合には、計画の確認・見直しが必要となる。

# 6 中間見直しの考え方

## (1) 見直しの考え方

●第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について<内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)令和4年3月18日付通知>から

実際にどのような方法で見直しを行うかは、国が示す算出方法のすべてを活用する、一部を活用する等も含め、地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、各自治体において適切に判断したい。

※ただし、新型コロナウイルス感染症等の影響により、平常時の実績(今後の利用ニーズを含む)の想定が困難であって、令和4年度に中間年見直しが必要かどうかの判断ができない場合、必ずしも令和4年度に見直しを行う必要はなく、令和5年度以降に必要なに応じて実施していただきたい。

### 佐世保市としては・・・

◇国が示す方法の一部を活用

◇佐世保市独自の手法を活用

⇒最終的に佐世保市子ども・子育て会議に諮り、意見を反映しつつ、中間見直しの作業を進める。

## (2) 具体的手法

●第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について<内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)令和4年3月18日付通知>から

◇教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

(Ⅰ) 実績値の把握                      (Ⅱ) 実績値と「量の見込み」との比較                      (Ⅲ) 要因分析

(Ⅳ) 「量の見込み」の補正              (Ⅴ) 「提供体制の確保の内容」

◇地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」等の見直し

教育・保育の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保の内容」の変更を行う必要がある。

※上記の手法のほか、地方版子ども・子育て会議等の議論を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出も可能。